

浦安市災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画（浦安市備蓄計画）

令和 8 年 3 月改定

1.計画の目的

東日本大震災をはじめとする過去の災害からの教訓を踏まえ、災害に備えた必要な物資の備蓄のあり方や、支援物資を円滑に被災地に供給するための災害時の物流の基本的な考え方を示すことを目的に、平成 24 年 8 月 17 日に千葉県において策定された「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」（以下、「千葉県指針」）において、公助における備蓄及び調達に係る基本的な考えが示されている。

国では、「令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」（令和 6 年 11 月 令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）や国際赤十字などが策定したスフィア基準等を踏まえ、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和 6 年 12 月改定） 内閣府（防災担当）」、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（令和 6 年 12 月改定） 内閣府（防災担当）」及び「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和 6 年 12 月改定） 内閣府（防災担当）」（以下、「国のガイドライン」）を改定している。

千葉県指針などに基づき、令和 2 年度に「浦安市災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」を定め、5 年間における備蓄目標は、概ね 90% 程度達成することができた。

令和 8 年度を開始年度とする計画は、千葉県指針に加え、国のガイドラインなど、災害時における避難所運営等に係る社会的情勢の変化なども踏まえ、自助・共助の考え方を基本としつつ、市が災害等に対応できる備蓄物資の計画的な整備等を行うことにより応急活動に資することを目的とする。

2.計画の期間

計画期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年とする。ただし、国や県の関係指針等の改正や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて検討を加え、適宜改正することができる。

3.備蓄及び調達に係る基本的な考え方

災害発生から 3 日間程度は被災地外からの受援が困難となるとともに、地域ごとのニーズを的確に収集することが困難となることが想定されることから、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で、市では、家屋の倒壊、焼失等で食料や生活必需品を確保できない市民等に対して、災害発生から 3 日間程度市域内で自立できるよう計画的に物資の備蓄や調達を図る。

（1）備蓄の考え方

- 発災直後の生命維持や生活に最低限必要な「食料や飲料水」、「生活必需品等の物資」や「避難所運営に必要な資機材」を中心とした備蓄に努める。また、食料については配布の容易さや炊き出し時の人出不足、感染症の影響等を鑑み個食の備蓄についても整備する。
- 要配慮者や女性の避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、アレルギー物質を含まない食料品とするなどの配慮に努める。
- 災害対応にあたる職員用の食料や飲料水等の備蓄に努める。
- 帰宅困難者等支援のため、可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。
- 夏季の気温や湿度が高い日において、停電等が発生し、冷房器具が使用できない状況においては熱中症にかかる危険性が高まることが想定されるため、熱中症対策に資する備品等の備蓄に努める。

（2）調達の考え方

- 保管に広い場所が必要になるなど比較的備蓄に適さない物資や大量に必要となるためすべてを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資は、関係事業者等との優

先的物資供給に係る協定締結などに努める。

○災害時に必要物資を速やかに調達できる体制を可能とするため、多様な調達先の確保に努める。

4. 備蓄目標の設定

(1) 発災からの3日間に必要となる物資等の提供を想定する。

(2) 備蓄目標数は、原則として次の計算式による。

$$\text{【避難者数】} \times \text{【1日に必要な量】} \times \text{【必要な日数】} \times (\text{市備蓄分担率} \%) = \text{備蓄目標数}$$

※市備蓄分担率は、住民持参率を差し引いた割合

住民持参率は千葉県指針と同様、食料等 30%、生活必需品 50%を基本として算定。

(3) 算出根拠は、浦安市防災基礎調査（令和6年度）による「浦安市直下地震」の想定被害量から想定避難者数等を基準とする。（避難所内避難者の最大 27,562 人、滞留帰宅困難者 18,516 人）

(4) 計画期間において、現在備蓄している物資と合わせて、備蓄目標に到達するように努める。なお、千葉県における備蓄については、市の備蓄の補完的な位置づけとする。

5. 備蓄品目ごとの目標量について

(1) 食料、飲料水・給水給食用具

品目	計算式	目標量 (端数処理)		R8.3月 末備蓄見 込量	備考
食料	27,562 人 × 84% × 2 食 × 3 日 × 70% (一 般)	97,250 食	145,800 食	166,077 食	84% = 3 歳から 69 歳の割合 70% = 住民持参率 30%
	27,562 人 × 16% × 2 食 × 3 日 × 70% (要配 慮者用)	18,550 食			16% = 1 歳児、2 歳児及び 70 歳以上 の割合 70% = 住民持参率 30%
	18,516 人 × 2 食 × 50% (帰宅困難者)	18,600 食			50% = 事業所内の備蓄食料、飲料水を 活用する。
	27,562 人 × 2% × 2 食 × 3 日 × 70% (アレルギー 対応)	2,400 食			2% = アレルギー人口想定 70% = 住民持参率 30%
	1,500 人 × 2 食 × 3 日 (職員・関係機関)	9,000 食			1,500 人 = 職員 1,413 人(令和 6 年 4 月 1 日)
乳児用 ミルク	956 人 × 50% × 16.1% × 5 缶 × 3 日 × 70%	900 缶	900 本	1,200 缶	956 人 = 乳児(生後 1 年未満、令和 6 年 4 月 1 日)、50% = (母乳率)、約 16.1% = 避難所内避難者率、1 日分 5 缶(1200ml)、70% = 住民持参率 30%
哺乳瓶		900 本		150 本	
飲料水	18,516 人 × 50% (帰 宅困難者用)	10,000 本		21,528 本	50% = 事業所内の備蓄食料、飲料水を 活用する。

その他の給食給水用具等＜品目：（備蓄見込量）＞
かまどセット（５升）：１７１セット、給水袋（１０Ｌ）：１１，０００枚、ポリタンク（２０Ｌ）：１，０１９個、水槽（１ｔ）：４９台、車載用給水タンク（２，０００Ｌ）：１台、応急給水ホース：１１本、海水淡水化装置：２台、簡易炊飯袋：１１４，０２０枚、紙コップ：４１，８６０個、紙ボール：３５，２００個、紙スプーン：４５，９００個

（２）生活必需品・医薬品等

品目	計算式	目標量 （端数処理）	R8.3月末 備蓄見込量	備考
毛布・マット （簡易毛布を含む）	$27,562 \text{ 人} \times 50\% \text{（一般）} \times 2$ $18,516 \text{ 人（帰宅困難者）}$	47,000 枚	57,045 枚	50% = 住民持参率 50%
組立式トイレ		1,033 台	1,108 台	災害時トイレ整備検討業務（平成 25 年度）報告書
携帯トイレ （便袋）	$27,562 \text{ 人} \times 5 \text{ 回}$ $18,516 \text{ 人} \times 5 \text{ 回}$	231,000 枚	197,930 枚	
おむつ （大人）	$1,395 \text{ 人} \times 16.1\% \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 50\%$	2,000 枚	1,872 枚	$1,395 \text{ 人} = \text{要介護 3 以上（令和 5 年 3 月末）}$ $16.1\% = \text{避難所内避難者率}$ $50\% = \text{住民持参率 50\%}$
おむつ （乳幼児用）	$2,062 \text{ 人} \times 16.1\% \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 50\%$	3,000 枚	6,128 枚	$2,062 \text{ 人} = \text{乳幼児 0～1 歳・生後 2 年未満（令和 6 年 4 月 1 日）}$ $16.1\% = \text{避難所内避難者率}$ $50\% = \text{住民持参率 50\%}$
生理用品	$47,888 \text{ 人} \times 16.1\% \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 1/4 \text{ 週} \times 50\%$	17,400 枚	43,860 枚	$47,888 \text{ 人} = 12 \text{ 歳} \sim 51 \text{ 歳の女性人口（令和 6 年 4 月 1 日）}$ $16.1\% = \text{避難所内避難者率}$ $50\% = \text{住民持参率 50\%}$
マスク （不織布）	$27,562 \text{ 人} \times 2 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日}$ $18,516 \text{ 人} \times 2 \text{ 枚} \times 1 \text{ 日}$ $1,500 \text{ 人} \times 2 \text{ 枚} \times 30 \text{ 日}$	293,000 枚	225,840 枚	
その他の生活必需品等＜品目：（備蓄見込量）＞				
救急箱：34 箱、手指消毒液：880 本、下着（男性）：12,100 枚、下着（女性）：7,500 枚、下着（肌着）：12,800 枚、肌着セット（男性）：550 セット、肌着セット（女性）：550 セット				

（３）避難所運営資機材等

品目	計算式	目標量 （端数処理）	R8.3月末 備蓄見込量	備考
発電機	63 か所×1 台	63 台	87 台	
コードリール	63 か所×2 個	126 個	134 個	
リヤカー	63 か所×1 台	63 台	65 台	
防水シート	63 か所×100 枚	6,300 枚	5,800 枚	
ワンタッチパーテーション	44 か所×12 張	530 張	520 張	1 教室あたり 4 張×3 教室
強力ライト	63 か所×10 台	630 台	639 台	
パイプtent	37 か所×5 張	185 張	205 張	
投光器	37 か所×2 台	74 台	111 台	
遺体収納袋	193 人×50%	100 袋	179 袋	193 人 = 人的被害数
冷風機	37 か所×4 台	148 台	0 台	
発電機（冷風機用）	37 か所×4 台	148 台	0 台	
その他の避難所運営資機材等＜品目：（備蓄見込量）＞				

ハンドマイク：265 台、乾電池（単 1）：2,998 本、乾電池（単 3）：2,032 本、担架：161 台、炭の缶詰：3,587 個、木炭：739 箱、寝袋：141 個、フェイスシールド：1,000 枚、ゴム手袋：1,000 枚、ゴーグル：2,100 個、スコップ：421 丁、万能斧：39 丁、カケヤ：121 丁、トビグチ：126 丁、ツルハシ：70 丁、大ハンマー：64 丁、テコバール：30 丁、番線カッター：41 丁、折込ノコギリ：48 丁、弁慶：48 丁、ジャッキ：67 基、大工道具セット：29 セット、救助ロープ：9 本、ヘルメット：309 個、ケブラーグローブ：42 組、PP パレット：30 個、ガソリン缶詰 87 セット（1 セット：1 L×4 缶入）、カセットガス：5,328 本

※指定避難所 37 か所、待避所 7 か所、指定緊急避難場所 19 か所 =63 か所

6. 備蓄倉庫について

（1）備蓄物資の運用等

- 災害時の輸送を最小限に抑えるように公共施設、指定避難所、指定緊急避難場所等の防災備蓄倉庫への分散備蓄を推進する。
- 指定避難所の防災備蓄倉庫には、発災直後の初動期に必要な物資・資機材の備蓄に努める。
- 備蓄物資は、大規模災害時等の広域的災害における他自治体への支援などに必要と認められる場合には幅広く活用することができる。
- 賞味（消費）期限切れや、備蓄物資として適さなくなった場合においても、市における行事等での消費を行い防災意識の高揚を図るほか、フードバンクへの寄贈を行うなど、不用品とならないように可能な限り再利用等を検討する。同様に、ガソリン缶詰（発電機用）の使用期限が近くなったものについては公用車への給油などの利用を検討する。
- 保存状況や耐用年数等を考慮しつつ、安全に使用が出来るよう適切な保守に努める。

（2）防災備蓄倉庫の管理

- 倉庫状態及び物資の保管状態について、年度ごと・倉庫ごとに、下記の内容について点検し、適正な管理に努める。併せて、点検の機会ごとに写真を撮影し、保管しておくこととする。
- 年度ごと・倉庫ごとに、下記の内容について点検を行う。
 - ①物資の搬出入が可能な曜日や時間帯、事前連絡の必要有無
 - ②搬出入ルート（駐車場等から倉庫への経路・エレベーターの使用可否等の確認）
 - ③開錠方法、照明の位置
 - ④倉点検時に撮影した、庫内や建物周辺の写真の保管場所
 - ⑤倉庫内の棚や床置き場の余裕度：余裕あり／庫内満杯 等
 - ⑥仮置き場：あり（場所や許容量も記録）／なし
 - ⑦棚や床置き場への導線・通路の状況：人と台車が通行可能／人のみ通行可能／人の通行も困難
 - ⑧倉庫内の物資一覧表：設置されており最新の状態／設置されているが状態が古い／設置されていない
 - ⑨その他、各倉庫特有の支障事項等

【例】

- ・扉やシャッターの開閉はスムーズか
- ・照明又は懐中電灯の電池は切れていないか
- ・消火器の使用期限は切れていないか
- ・箱のつぶれや汚れ、転落（またはそのおそれ）はないか
- ・転落防止策（耐震バーやチェーン等）が適切に施されているか ※特に背の高い棚について
- ・市の災害時の緊急物資以外の物資が混在していないか
- ・床や物資に砂埃等が積もっていないか
- ・日照対策は問題ないか
- ・雨漏りや浸水はないか

7.その他

(1) 市民への啓発

- 自助・共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要であることから、市民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進する。